



福岡医発第 3010 号 (地)
令和 5 年 2 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドランスの一部改正案」に関する意見募集について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）
第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下、「個情
法」）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法
人が新たに個情法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営す
る病院（大学病院を含む。）及び診療所についても、新たに個情法上の個人情報取扱事業者
の規律の一部の適用対象となります。

また、令和 4 年 5 月に「「個人情報の保護に関する法律に関するガイドライン」に関する
Q&A」（以下「ガイドラインQ&A」という。）が改正され、利用目的による制限や第三
者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、その解釈が明確化されました。

これらを受け、今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、個情法の対象となる病院、診
療所、薬局、介護関係事業者等が行う個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援す
るための具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切
な取扱いのためのガイドランス」（平成 29 年 4 月 14 日付個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・
薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・
医薬・生活衛生局長・労働局長通知別添。以下「ガイドランス」）について、公立病院等の適
用関係の明確化、ガイドラインQ&Aの改正内容の反映その他所要の改正を行うとして、標
記の意見募集（パブリックコメント）を実施する旨の情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ
の周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

なお、本件の内容につきましては、以下の委員会HPに掲載されe-Govサイトで意見
募集が行われており、ご意見がある場合は、2月23日(木)までに 郵送または下記の意見募
集ページから投稿することとなっております。

記

[個人情報保護委員会HP]

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2023/20230125/>

[パブリック・コメント]

[https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495
220342&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220342&Mode=0)

郵送先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室宛

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの
一部改正案」に関する意見募集について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下、「個情法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個情法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所についても、新たに個情法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となります。

また、令和 4 年 5 月に「「個人情報の保護に関する法律に関するガイドライン」に関する Q & A」（以下「ガイドライン Q & A」という。）が改正され、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、その解釈が明確化されました。

これらを受け、今般、厚生労働省より、個情法の対象となる病院、診療所、薬局、介護関係事業者等が行う個人情報の適切な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・労働局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）について、公立病院等の適用関係の明確化、ガイドライン Q & A の改正内容の反映その他所要の改正を行うとして、標記の意見募集（パブリックコメント）が実施されている旨の情報提供がございましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会管下会員へご周知いただければ幸いです。

なお、本件の内容につきましては、以下の委員会 HP に掲載され、e-Gov サイトにて意見募集が行われております。ご意見がございました場合は、2 月 23 日（木）までに郵送または下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

[個人情報保護委員会 HP]

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2023/20230125/>

[パブリック・コメント]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220342&Mode=0>

※別添 1、2 は上記ホームページ内に掲載されております。

以上

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正案に関する御意見の募集について

令和5年1月25日

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省老健局総務課

個人情報保護委員会事務局

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年1月25日（水）～令和5年2月23日（木）（必着）

2. 御意見募集対象

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正案に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正について（概要）

厚生労働省
個人情報保護委員会事務局

1. 改正の趣旨

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報法」という。）の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個人情報法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所については、新たに個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の適用対象となる。
- また、令和4年5月に「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A」（以下「ガイドラインQ&A」という。）を改正し、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、その解釈を明確化した。
- 以上を踏まえ、個人情報法の対象となる病院、診療所、薬局、介護関係事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）について、公立病院等の適用関係の明確化、ガイドラインQ&Aの改正内容の反映その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 個人情報法の一部改正により、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所について、個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となることから、ガイダンスの主に次の事項において、その適用関係を明確化する。
 - ・ I「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
 - ・ III「本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係」
 - ・ IV「13. 保有個人データに関する事項の公表等（法第32条）」から「17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第36条、第39条～第40条）」まで
- ガイドラインQ&Aの改正により、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨を明確化したことから、同様の内容を記載しているガイダンスの次の事項においても同様に明確化する。
 - ・ IV「3. 利用目的の特定等（法第17条、第18条）」及び「9. 個人データの第三者提供（法第27条）」
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- 発 出 日：令和5年3月中旬（予定）
- 施行期日：令和5年4月1日